

植物に命はあるか？

——南伝上座部の二種の命根——

藤 本 晃

(広島大学)

1：問題の所在

地球上に繁茂する植物は、有情の生命が存続するために必要不可欠な有機体である。

種から芽を出し、葉や茎を成長させ、花開き、実を結んで枯死する植物の「一生」を我々は漠然と有情の生涯に準え、植物にも生命があるのではないかと考える。時には植物にも有情と同様、心さえもあるのではないかと考える。

しかし仏教においては、心を持ち、迷いの存在を輪廻する有情の五道(六道)⁽¹⁾の中に植物は含まれない。また、仏教において有情の生まれ方を分類する胎生、卵生、湿生、化生の四生はそれら五道(六道)についてのものであり、植物の生長の仕方とは異なる。植物は、輪廻する者、即ち有情の枠に入らないことが確認できる。

経典において植物は、有情の五道(六道)輪廻や四生の分類と異なり、根種(mūla-bija)、幹種(khandha-bija)、節種(phalu-bija)、枝種(aggabija)、種種(bija-bija)の五種類の「種」から生長するものとされる。それらの種及び種から生長するものを釈尊が破壊しないことについて、長部経典には以下のように讃えられている。

また、或る敬うべき沙門バラモンたちは、信施の食によって生活しながらも、根より生じる種子、幹より生じる種子、節より生じる種子、枝より生じる種子、五番目に種より生じる種子という、このような諸種の種子、及び諸種の〔種子から〕生長したもの (bija-gāma-bhūtagāma) とを破壊しながら生活しているが、沙門ゴータマは、このような諸種の種子と諸種の生長したものを破壊することからも離れて⁽²⁾いる。

植物は有情と見なされないにも関わらず、その植物を採伐したり、芽が出ないように破壊することが、經典では不善の行為と考えられている。ここで言われている植物とは、芽を出す能力を持つ、或いは少なくともまだ枯れていない、謂わば「生きた」植物のみを指す。上述の長部經典に対する註釈 *Sumaṅgalavilāsini* に以下のように定義される。

実にこの全ての、樹から離れて増長する能力のあるもの (rukkhato viyojitaṃ virūhaṇa-samattham) がまさに「諸種の種子 (bija-gāma)」と言われ、一方、樹から離れず、乾いていないもの (rukkhato pana aviyojitaṃ asukkhamaṃ) が「諸種の生長したもの (bhūta-gāma)」と言われる⁽³⁾。

樹から離れていても増長する能力がないものは「種子」ではなく、単なる枯れ葉や枯れた実である。また樹から離れていなくても、「乾いて」しまった枝葉や幹も既に枯死しており、増長する能力を持たない。そのような「死んだ」枝葉や実はここでは問題とならず、芽を出し生長し得る「生きた」種子や、更に成長し得る「生きた」枝葉が、採伐・破壊すべきでない対象とされるのである。

中部經典には、比丘の生活を説く中で植物の生命に関連して更に興味深い記述が見られる。

彼〔比丘〕は、生の穀物 (āmakadhaṇṇa) を受けることから離れます。生の肉 (āmakamaṃsa) を受けること⁽⁴⁾から離れます。

比丘が受け取ってはならないものが列挙される中、生の穀物と生の肉が挙げられる。食物、特に穀物を *pubba-aṇṇa* と *apara-aṇṇa* の二種に分ける中、後者は調理されたもの、前者はまだ調理されていない七種の穀物を指すので、生の穀物とは、芽を出す可能性のある種子としての能力を持つ⁽⁵⁾「生きている」穀物と考えられる。一方の生の肉とは、死んで切り刻まれているが未だ調理されていない、即ち組織はまだ腐敗していない「生きた」状態の肉である。

これらを比丘が受けない理由は、註釈にも説かれぬ。火を使うことが戒律で禁じられ (*Pācittiya* 56)、必然的に生の食材を受けても調理できない比丘が生食材を受けられないことは自明であるが、特に「生きた」植物に関して他に理由はないのだろうか？

本稿では律蔵、論蔵更にパーリ註釈文献の記述を考察し、仏典に見られる植物の位置付け、特にそれが何らかの生命あるものと見なされているか否かを、説明する。

2：律蔵に見られる植物の位置付け

パーリ律蔵の *Pācittiya* 11は、以下のように種子と種子から生長したもの、即ち全ての植物について、それと知った上でその生長を止滅させることはパーチャッティヤ罪であるとする。

戒本：〔種子から〕生じたものを採伐すれば (*bhūtagāma-pātabyatāya*) 波逸提なり。

解釈：「生じたもの」とは、即ち五種の種子から生じたものである。

(中略)

持犯：種子を種子であると思う者が〔種子を〕切断する、或いは切断さ

せる，砕く，或いは砕かせる，煮る，或いは煮させる。〔これも〕波
逸提罪である。⁽⁷⁾

しかしながら，釈尊がこの戒律を定めることになった二つの因縁からは，植物が生命と見なされているか否かは，明らかにはならない。この戒律は或る比丘が塔廟の補修のために樹を採伐することに関して定められるが，その原因となった因縁の一つは，比丘が採伐した樹には樹神が棲んでおり，樹を採伐されて住処を失ったことである。⁽⁸⁾ 樹に棲む樹神を逐うことになるから樹を採伐してはならない，と戒本が定められたのであり，樹そのものの生命の有無は問われていない。

しかしもう一つの因縁は，樹の生命の有無について大きなヒントを与えてくれる。比丘が樹を採伐したことを，人々が（manussā）以下のように非難したのである。

沙門釈子は，一体どうして樹を切断するのか，また〔人に〕切断させるのか？ 沙門釈子は一根の生命を（ekindriyaṃ jīvaṃ）⁽⁹⁾ 害している。⁽¹⁰⁾

更に，これを聞いた釈尊は，樹の採伐に関わった比丘たちを以下のように呵責する。

愚か者たちよ，お前たちは一体どうして樹を切断するのか，また〔人に〕切断させるのか？ 愚か者たちよ，人々は樹に生命があると考えている（jīvasaññino）⁽¹¹⁾ のだ。⁽¹²⁾

釈尊の呵責の文言から，この当時の人々が，樹などの植物も何らかの生命であると考えていたことがわかる。しかしその命とはどのようなものであるかは，釈尊の言葉としては明らかにされない。ここでは人々が，樹を「一根の生命（ekindriya-jīva）」と考えていることだけが記録されている。

「一根の生命」という文言はジャイナ教の生命観を，即ち全生命を感覚器官（indriya, 根）を保有する数によって触，味，嗅，視，聴覚の五根の

中、触覚という一根だけを持つ生命から五根全てを持つもの、更に五根を持つものの中で manas（心）を持つものと持たないものに分類する生命観を彷彿とさせる。⁽¹³⁾ このことはパーリ律蔵の Pācittiya 10で、補修のために地を掘る比丘たちを、人々が「沙門釈子是一根の生命を害している」⁽¹⁴⁾と、植物の場合と同様に非難していることから窺える。ジャイナ教では、地、水、火、風も植物と同様に一根の生命に分類されるのである。

しかし仏教の戒律である Pācittiya 10では地自体の生命の有無は問われず、肥沃で微生物や虫たちが多く棲んでいそうな生地 (jātā paṭhavi) と砂や石ばかりで虫たちが棲んでいなさそうな不生地 (ajātā paṭhavi) とを問題にするので、地自体を生命と見ているのではなく、そこに棲む生命を傷つけることに注意が払われていると考えられる。

パーリ律では水に関しても、Pācittiya 20及び62でそれぞれ「〔虫などの小さな〕生き物を含む水 (sappāṇikaṃ udakaṃ)」を草や地面に撒くことと飲むことを禁じているが、この場合も水そのものの生命の有無を問うているのではなく、その中に棲む生命を傷つけ、殺すことを問題にしているのである。

また火に関する Pācittiya 56では、健康な比丘が身を暖めるために火を燃やすことが禁じられているが、火の生命の有無は問われない。律蔵には風に関する律は見られない。

ジャイナ教の分類に従えば、植物は manas（心）や感覚器官の多くを持たないが触覚という一根だけを持つ生命である。「人々が」植物を「一根の生命」と考えることについて律蔵に収録されたこの文脈では肯定も否定もされていないが、自身の聖典に収録していることから、仏教ではこの見解に対して注意を促していることが窺える。

しかし、仏教では、植物であれ人間であれ、生命をジャイナ教の jīva

(魂)のように実体として捉えることはしない。ジャイナ教の jīva に相当するものは、仏典においては命根 (jīvitindriya, Skt. jīvitendriya) として、生命活動という機能と見なされる。北伝の説一切有部アビダルマでは、命根は物質でも心・心所でもない心不相応法に分類されるが⁽¹⁵⁾、植物の生命の有無は、命根に関連して論じられてはいない。

一方、南伝上座部は命根に二種類あるとする。経・律には二種類の命根は説かれないが、*Vibhaṅga*, *Dhammasaṅgaṇi*, *Kathāvatthu* 等、パーリアビダンマ七論には既に、色の命根と色ではない心所の二種の命根が知られている。これについては後に考察する。

律蔵においては、命根は説かれるが、それがどのようなものであるのか、更に、もし二種あるならば、そのいずれであるかは明示されない。上述の植物に関する Pācittiya 11 には、命根の語そのものが説かれていなかった。一方、烏が嫌いで、見つけては殺していた或る比丘を因縁とするパーリ律 Pācittiya 61 に以下の文言が見られる。

戒本：いずれの比丘も、故意に生物の命を奪えば (pāṇaṃ jīvītā voro-
peyya) 波逸提なり。⁽¹⁶⁾

解釈：「生物」とは即ち、畜生という生物と言われる。「命を奪えば」とは、命根 (jīvitindriya) を断じる⁽¹⁷⁾、破滅させる、相続を惑乱する。
〔これが〕波逸提罪である。⁽¹⁸⁾

畜生の命を奪うとは、その命根を断つことと説かれている。⁽¹⁹⁾しかしここで言われる命根がパーリアビダンマの二種の命根の中のいずれであるのか、また両者共に含意するのか、明言されていない。

殺人について規定する Pārājika 3 にも Pācittiya 61 の「命を奪えば」についてと全く同じ解釈「命根を断じる」⁽²⁰⁾が説かれるが、それ以上の文言はない。ブッダゴースアによるパーリ律蔵の註釈書 *Samantapāsādikā* には、

ここ Parājika 3の註釈文において命根に色・非色の二種があると説かれるが⁽²⁾、人や畜生の命を奪う場合の「命根を断じる」ことがそのどちらを指すのか、或いは両者共に意味するのかは、明確にされないままである。

律蔵の規定から、種子を含む植物を破壊することは、水中の小さな虫までも含む畜生を殺すことと同等に重い Pācittiya 罪であることが知られる。しかしながらその理由は明確にはされていない。殺畜生に関しては、より重い Parājika 罪となる殺人と同様に、その者の命を奪う、即ちその命根を断じることとして、他者の生命を意図して奪い取ることが罪業として明示されていたが、その命根の内容は説かれていない。植物の場合には、そこに何らかの生命があるのか否かも不明瞭なままである。

身・口・意の、特に身・口による行動を規制し、戒律を受けた比丘たちに悪業を犯させないことを目的とする律蔵においては、植物或いは他の有情に対する比丘自身の行為を規定すればよいのであり、命根や植物の生命の有無を論じる必要はないと考えられる。それを明らかにするためには、パーリアビダンマ及びその註釈文献を考察しなければならない。

3：パーリアビダンマ及び註釈文献による植物の位置付け

南伝上座部では、心・心所にはそれを存続させる命根がはたらき、一方、色法にもそれを存続させる命根がはたらいているとして、命根に非色即ち心所のものと色法のものとの二種類を立てる。その中、心所に属する命根について、アビダンマ七論の一つ *Dhammasaṅgaṇī* は、善法の心に属する心所の説明の中で以下のように説く。

その場合〔善法において〕命根がある、とは何か？ その非色の諸法に

ついで (arūpīnaṃ dhammānaṃ), 寿, 止住, 保持, 保有, 存続, 転起, 守護する命 (jīvita) が命根 (jīvitindriya) である。これが, その場合の〔善法における〕命根である。⁽²²⁾

一方, 色に属する命根については, 以下のように言われる。

その色の命根 (rūpaṃ jīvitindriyaṃ) とは何か? その色の諸法について, 寿, 止住, 保持, 保有, 存続, 転起, 守護する命が命根である。これが, その色の命根である。⁽²³⁾

色・非色の二種の命根は, その性質やはたらきは全同であるが, 心所として心・心所を保持するものであるか, 色として物質的要素を命あるものとして保持するものであるかのみが異なる。色命根は *Visuddhimagga* により詳しく説かれる。

〔色〕命根は, 共に生じた色を守護することを相とする。それらを転起させることを味とする。まさにそれらを持続させることを現起とする。存続させられるべき〔四大〕種を足処とする。

また〔色命根には色を〕守護する相などののはたらき (vidhāna) があるが, それは, 共に生じた諸色が存在する刹那においてのみ, 守護する。水が睡蓮などを〔それが存在する刹那のみ〕守護するように。諸〔色〕法は各自の縁により生じるのであるが, 〔色命根はそれらを〕守護する。母が童子を守護するように。

また〔色命根は〕転起した諸法と結合することによってのみ転起する。〔船を操る〕船頭のように。〔共に生じた色が〕滅した後は〔色命根は〕転起しない。〔色命根〕自身が転起させるべきものが存在しないから。

滅の刹那には〔共に生じた色を〕持続させない。〔色命根〕自ら滅しつつあるから。灯心の油湿が滅しつつある時, 光焰を〔滅する〕ように。しかし〔共に生じた色を〕守護, 転起, 持続する能力が〔色命根に〕なくなったのではない。上述した〔ように〕それぞれの刹那において〔守

護するなどのほたらきを〕果遂するから、と知られるべきである。⁽²⁴⁾

心・心所法が刹那滅しながら相続する中で非色の命根によって統合・保持されるように、色法もまた、地、水、火、風の四大元素やそれらに依止して生じる諸色法が刹那滅しながら相続するその刹那毎に、自身も生滅を繰り返す色命根によって統合・保持されている。

色命根が保持する色法は、意を除く眼などの五根や男女の性別なども色法に分類されていることから、特に五根を持つ人を始めとする人・畜生の肉体を指すことが理解できる。即ち色命根によって保持される色法は、単なる外界存在や無機物質ではなく、人間や畜生の肉体のように心・心所と不可分に結び付いている有機的物質を意味することが知られる。

二種の命根説によって南伝上座部は、人間や畜生などの有機的体を持つ生命において色・非色の二種の命根が身体と心・心所をそれぞれ統合していると考え。これに対して、命根は心不相応法の一つのみであり、それが人間や畜生の心身を共に統合しているとする仏教他派から、上座部のように色命根を別に建てるのは誤りではないかとの疑問が出される。上座部はパーリアビダンマ七論の一つ *Kathāvatthu* (Kv) 及びその註釈 *Kathāvatthu-aṭṭhakathā* (KvA) において、色法にもまた心・心所と同様に有機的統合があることを挙げ、そこには色命根がはたらいていると、上座部の立場を明示する。

(Kv) 〔論者〕色命根はないのか？ 〔敵者〕その通り。

〔論者〕色法に寿、止住、保持、保有、存続、転起、守護はないのか？

〔敵者〕実にそのように言うことはできない。

〔論者〕色法に寿、止住、保持、保有、存続、転起、守護はあるのか？ 〔敵者〕その通り。

〔論者〕もし色法に寿、止住、保持、保有、存続、転起、守護があるなら、汝は「〔色〕命根はない」と言うことはできない。⁽²⁵⁾

(KvA)「色法に寿はないのか」という問いにおいて、諸々の執受色に関しても、更にまた諸々の草や木などに関しても (upādinna-rūpānam pi tiṇa-kaṭṭhādinam pi)⁽²⁶⁾、相続する力によってまさに生起する寿、止住、保持、保有、存続、転起、守護があると求めている。それ故「敵者は、ないと応えることは」拒否したのである。「〔色法に寿は〕あるのか」という問いにおいても、この理由によって認めたのである。⁽²⁷⁾

色法にも心・心所法と同様に、刹那滅相続しながら一定期間の寿命を存続する有機体がある。Kv は、そのように色法に寿を与え、守護する機能が色命根であるとする。KvA は、その色命根に保持されて生起している色法の例として、まず執受色 (upādinna-rūpa) を挙げる。執受色とは、南伝上座部が分類する色法の中、有情の業によって生じる業生 (kammaja) 色を指す。⁽²⁸⁾ 即ちそれは、自らの業によって輪廻する人や畜生においては、自らの業によって形成された自身の身体を意味する。

また、草や木などの植物も、ここ KvA で初めて、色命根を持つ色法として例示される。KvA に説かれた upādinna-rūpānam pi tiṇa-kaṭṭhādinam pi の pi...pi の用例から「諸執受色に関しても、或いはまた、諸の草木などに関しても」と読むことができるので、業によって生じる人や畜生などの自分自身の身体としての色法と、それとは別に、草木などの色法との二種類が、色命根を持つ色法として例示されていると知られる。⁽²⁹⁾

Kv は色命根の存在証明のため、続けて滅尽定 (nirodha-samāpatti) と無想有情 (asaññasatta) の例を挙げ、禪定や転生によって心作用が滅した状態においても身体が生命の身体として保持されるのは、心・心所ははたらかなくても、身体としての色法自体に色命根がはたらいており、それによって寿を保ち、身体が保持されるからと示す。

その中、滅尽定はアラカンが一生涯の中で何度でも作り出せる禅定であり、同一のアラカンが、心・心所がはたらく通常の状態と滅尽する状態を繰り返し体験できる。その一方、無想有情は、その境遇に転生してから一生涯、心・心所が全くはたらかない生命である。ここに植物との類似が見出せよう。

(Kv)〔論者〕色命根はないのか？ 〔敵者〕その通り。

〔論者〕無想有情に命根はないのか？

〔敵者〕実にそのように言うことはできない。__乃至__

〔論者〕無想有情に命根はあるのか？ 〔敵者〕その通り。

〔論者〕もし無想有情に命根があるなら、汝は「色命根はない」と言うことはできない。

〔論者〕無想有情に命根はあるのか？ 〔敵者〕その通り。

〔論者〕何の蘊に属するのか？ 〔敵者〕行蘊に属する。

〔論者〕無想有情に行蘊があるのか？ 〔敵者〕実にそのように言うことはできない。__乃至__

〔論者〕無想有情に行蘊があるのか？ 〔敵者〕その通り。

〔論者〕無想有情に受蘊__乃至__想蘊__乃至__識蘊があるのか？

〔敵者〕実にそのように言うことはできない。__乃至__

〔論者〕無想有情に受蘊__乃至__想蘊__乃至__識蘊があるのか？ 〔敵者〕その通り。

〔論者〕五蘊の存在〔と⁽⁹⁰⁾言うの〕か？ 〔敵者〕実にそのように言うことはできない。__乃至__

(KvA) 無想有情の順番においても、まさにこの〔滅尽定と同じ〕仕方がある。実にその〔他派の〕執見によると、無想有情として結生する時、心が生じてから滅する。それと同時に心不相応の非色命根が生じて、寿量の限り転起する。それ故、彼ら〔無想有情〕には命根はないのかと問われて否定し、あるのかと問われて、認める。

受蘊なども、彼ら〔無想有情〕において転起している力としては否定し、死〔心〕結生〔心〕の力としては認める。しかし自論師はそ〔の応え〕を認めず、もしその〔死或いは結生の〕一刹那においてでも受等があるのなら、〔無想有情は色法を持つので〕五蘊を持つ存在性を得ることになる、と呵責するため「五蘊の存在」と言う。敵者は經典に違背することを恐れて否定する。⁽³¹⁾

他派は無想有情を、その境遇に転生する時とそこで死ぬ時にはそれぞれ結生心と死心がはたらいており、その間の一生涯だけが心・心所のない何らかの色だけの生命と見て、結生心の一刹那に心不相応法の命根がはたつき、その命根が、心・心所のない一生涯の間も転起し続けると考える。

しかし上座部は、業と果報が同時に存在することはなく、業によって生じる色法も全て、その業が減じた後の刹那に業生色として生じるのであるから、無想有情はその生涯に結生した時から全く色のみの生命であり、そこにはたらく命根は色命根のみであるとする。無想有情が色法のみによって結生することについて、*Abhidhammatthasaṅgaha* (AbhS) は以下のよう
に簡潔に説く。

一方、無想有情は〔物質としてそれ以下には分別できない八種の不簡別色 (avinibbhoga-rūpa) 即ち四大元素及び色素、香り、味、滋要素と色命根との九種の色法から成る〕命九集 (jivitanavaka) のみを結生有として住立する。それ故、彼らは色によって結生する者 (rūpa-⁽³²⁾paṭisandhika) と呼ばれる。

上座部は無想有情の死の刹那においても同様に、色法のみの無想有情が死心も起こらないまま死滅し、その次の刹那に何らかの生命として結生する時は、既に別の生命に転生しているのだから、心・心所が無想有情に生じたのではないとする。このことは AbhS の以下の文言からも示唆され

る。

一方、無想有情には眼、耳、〔心〕基〔色〕、声もまた得られない。そのように、全ての心生色も〔得られない〕。それ故彼らには、結生時には命九集のみがあり、また生起する間は、声を除く時節起因色が残る(atiricchati⁽³³⁾)。

無想有情には、色法が生起する原因となる業起因色(kamma-samuṭṭhāna-rūpa)、心(citta)起因色、時節(utu)起因色、食(āhāra)起因色の四種の仕方の中、唯一、時節起因色のみが「残っている(atiricchati)」。

熱や季節の変化などによる時節起因色が尽きた時、無想有情は力無く「死に」、次の刹那に結生心が生じた時は、既に他の生命として転生⁽³⁴⁾すると考えられる。

Kv及びKvAは、心・心所がなくても色法のみで刹那滅相続しながら寿命を保ち、色法を有機的に保持する例を挙げ、色命根のはたらきを証明した。その中、無想有情(asaññasatta)には心・心所がはたらいていないのでそれを「有情satta」と呼べるか否かは疑問であるが、おそらく、その一生涯においては心・心所ははたらかなくても、無想有情もまた無始時來の輪廻の境遇の一つであり、その境遇に転生する前の生、そしてそこから転生する次の生においては再び心・心所を持つ有情となるから「有情」の名を持つと考えられる。

植物もまた、色命根を持つ色法としてKvAに例示されていた。仏教において心・心所を持つと考えられない植物が、無想有情と同様、色命根のみに保持される物質的生命であると理解することは困難ではない。色法を生じさせ、維持する四種の色法の中、有情の業に依って生じる業起因色と今生の有情自身の個々の心から生じる心起因色は、心を持つとは考え難い植物の場合には当てはまらないであろう。しかしながら、温度や四季など

の時節の変化によって芽吹いたり実を結んだり、時には千年以上も種のまま自己を保持していたりする植物は、無想有情と同様、時節起因色には依っていると考えられる。また植物は大地や水、太陽などから栄養を吸収するので、食起因色にも依っていると考えられる。現に相続する限り、植物が色命根のみを持つ物質的生命として「生きている」と理解することは困難ではない。

ただし、色命根もまた有情の業によって生じる色法の一つ、即ち業生色と見なされていることに注意を要する。³⁵二種の命根の中の一つ色命根にのみ保持され、色法のみから成る「生命」である植物が、有情の業即ち心・心所によって生じるとはどういうことであろうか？

これについて南伝上座部は明言しない。我々は北伝説一切有部アビダルマの共業 (sādhāraṇa-karma) 及び増上果 (adhipati-phala) の思想を援用しなければならない。即ち、個々の有情固有の自業自得の業果の法則と異なる、有情の総意或いは総合的な業のはたらきが、植物を含む外界・器世間を作り出しているという思想である。³⁶また、業思想は明示されないが以下の経文からも、世界においてまず有情の心・心所が先にあり、それから徐々に大地が、やがて植物が創造される様子が窺える。

ヴァーセッタよ、或るとてもとても長い時の経過の後で、この世界が壊れる時が来る。壊れつつある世界において有情は、多くは〔色界第二禪の〕光音天に転生する者となる。…或るとてもとても長い時の経過の後で、この世界が成じる時が来る。成じつつある世界において有情は、多くは光音天身より死没して、この〔元の〕状態に還る。…その時、全てはただ水となり、暗黒・暗黒の夜となる。…或るとてもとても長い時の経過の後でそれらの有情には、水の中に地味 (rasa-paṭhavi) が凝集する。…地味が消失する時、それら衆生には地の薄餅 (bhūmi-pappaṭaka) が現れる。…地の薄餅が消失する時、蔓草 (badālatā) が

現れる。…蔓草が消失する時、耕さないのに熟す米が現れる。³⁷⁾…

劫初には微細な身体を持つ色界天に多くの有情の共通の存在領域があり、有情がそこから順次転生して謂わば欲界まで墮落する中、精妙なもののから粗大なものまで順次に物質世界・器世間を構成して行く様子が読み取れる。蔓草や米などの植物はそのような物質世界の一部と捉えられており、有情が存在する場の中に生じる有機的物質と見なされる。

結果の生じる場所には必ずその原因があるとし、無因生を認めない仏教では、植物を含む物質世界が生じるのは、それに先立って存在する有情の業によると見るのが自然である。

南伝上座部の二種の命根説によって、植物の生命の有無が明瞭にされた。即ち、植物は五道・四生の枠に入らず、心・心所を持つとも説かれておらず、むしろ物質世界の一部として扱われていることから、植物には心・心所はない、即ち植物は無情であると考えられる。

しかしながら、心・心所を持たないにも関わらず植物は、二種の命根の一つ、色命根に保持される色法のための生命として存在・生長するものであることが確認できた。植物は、五根及び心を持たない、有機物質的生命であると言える。

4：結論・植物に対する仏教の立場

植物が色命根によって寿命を保持する色法のための生命であることが、南伝上座部の論書から確認できた。最後にそのような、心を持たない生命としての植物に、仏教ではどのように接するべきとされているかを考察する。

経典においては、死んだ畜生の「生きている」組織である生肉が、「生

きている」穀物・種子と共に比丘が受けてはならないものとされていた。比丘が火を使って自ら調理することが許されないことと別に、色命根のみによって「生きている」生命を破壊することに対する忌避をも推測し得る。

比丘の具足戒では「生きている」植物と「生きている」五種の種子に対する比丘の破壊行為が殺畜生と全く同じ Pācittiya 罪とされていることから、植物と畜生が同価値と見なされていることが明らかになった。畜生と植物の共通点は、色命根を持つことである。ここでも色命根のみを持つ植物を重視していることが読み取れる。

植物に対して仏教徒が取るべき態度は、経・律において既に明白である。即ち、心・心所を持つ他のどのような生命に対するのと全く同様に、植物に対しても接することである。『慈経』に説かれる以下の文言が典型である。

如何なる生命・生長したもの (pāṇa-bhūta) であれ、
可動者 (tasa, 動物) であれ、不動者 (thāvara, 植物) であれ、⁽³⁹⁾
長きもの、大なるもの、中位なるもの、短きもの、極小なるものであれ、
既視のものであれ、未見のものであれ、遠在のものであれ近在のもので
あれ、
生じたものであれ、生じつつあるものであれ、一切の有情 (satta) が
幸いであらんことを。⁽³⁹⁾

この経文では有情に固有の五道輪廻や四生の区別は全く説かれず、「有情」が植物を含むか否かも言明されないまま、仏教徒自身との関わり観点からのみ「一切の有情」が定義されている。即ちそれは、自分の知る限りのものも、知らないものさえも全て含めて、かすかにでも生命であり得るものを等しく「一切の有情」と捉え、慈悲をもって接することである。

ここに、後に物質的生命と見なされる植物も含意されていると見ることは

妥当である。これが最初期の経典以来の、植物に対する仏教の立場であると言える。

注

- (1) 一般に畜生と訳される *tiracchānayanika* は横様に、水平方向に動く生命の意味であるから、鳥獣のみならず虫やミミズなどを含むが、自力で移動できない植物は含まない。

- (2) DN, *Brahmajāla-sutta*, PTS vol. I, p. 5:

“Yathā va pañ’eke bhonto samaṇa-brāhmaṇā saddhā-deyyāni bhojanāni bhuñjitvā te evarūpaṃ bijagāma-bhūtagāma-samārambhaṃ anuyuttā viharanti -- seyyathidaṃ mūla-bijam khandha-bijaṃ phalubijaṃ agga-bijaṃ bija-bijam eva pañcamaṃ -- iti evarūpā bijagāma-bhūtagāma-samārambhā paṭivirato Samaṇo Gotamo ti.”

相当する漢訳長阿含経「梵動經」及び『梵網六十二見經』（共に大正1）にはこの分類は出ない。

尚、「植物」という総称を持たないパーリ語においては *bijagāma-bhūtagāma* がそれを意味すると考えられる。

- (3) *Sumaṅgalavilāsini*(DA), vol. I, p. 81:

Sabbaṃ h’etaṃ rukkhato viyojitaṃ virūhaṇa-samattam eva *bīja-gāmo* ti vuccati, rukkhato pana aviyojitaṃ asukkhaṃ *bhūta-gāmo* ti vuccati.

- (4) MN, *Cūḷahatthipadoppamasuttaṃ*, PTS, vol. I, p. 180.

Āmakadhaññapaṭiggahaṇā paṭivirato hoti. Āmakamaṃsapaṭiggahaṇā paṭivirato hoti.

中阿含経「象跡喻經」（大正1，p. 657b）では「生稻麦豆」と「酒」になっている。

- (5) *Culla-niddesa*, PTS, p. 175:

Dhaññāni vuccanti pubb’ aṇṇaṃ apar’ aṇṇaṃ. Pubb’ aṇṇaṃ nāma sāli vīhi yavo godhūmo kaṅgu varako kudrūsako, apar’ aṇṇaṃ nāma sūpeyyaṃ.

MN の註釈 *Papañcasūdanī* (MA, PTS, vol. II, p. 209) には同じ七種の穀物の名のみが出る。

- (6) 本稿では便宜上パーリ律を用い、他律の内容は必要に応じて注記する。

- (7) *Vinaya Piṭaka*(V), PTS, vol. IV, p. 34-35:

Bhūtagāmapātabyatāya pācittiyan ti.

Bhūtagāmo nāma: pañca bijajātāni.... Bije bijasaññi chindati vā
chedāpeti vā bhindati vā bhedāpeti vā pacati vā pacāpeti vā, āpatti
pācittiyassa.

(8) Ibid., p. 34参照。

(9) 『十誦律』大正23, p. 74c: 「有居士於草木中生有命想見以妬嫉心言。沙門
釈子は奪命人。殺一切〔＝根：宮〕衆生」。

『摩訶僧祇律』大正22, p. 339a: 「自手斫樹採華傷殺物命。失沙門法」。
「物命」は上座部の二種の命根の一つ、色命根に通じるものであろうか？

『五分律』大正22, p. 41c, 『四分律』大正22, p. 641c, 『根本説一切有部
毘奈耶』大正23, p. 776a にはこの文欠ける。梵本, 蔵訳未見。

(10) V, op. cit., vol. IV, p. 34:

Kathañ hi nāma samaṇā Sakyaputtiyā rukkhamaṇ chindissanti pi
chedāpessanti pi. Ekindriyamaṇ samaṇā Sakyaputtiyā jivamaṇ viheṭṭenti ti.

註釈 *Samantapāsādikā* (VA), PTS, vol. IV には植物の生命の有無に関し
て有用な註釈は見られない。以下同様。

(11) 『十誦律』大正23, p. 74c: 「有居士於草木中生有命想見」。

『五分律』大正22, p. 41c: 「草木之中人生命想」。

『摩訶僧祇律』大正22, p. 339a, 『四分律』大正22, p. 641c, 『根本説一切
有部毘奈耶』大正23, p. 776a にはこの文欠ける。梵本, 蔵訳未見。

(12) V, op. cit., vol. IV, p. 34:

Kathañ hi nāma tumhe moghapurisā rukkhamaṇ chindissathāpi
chedāpessathāpi. Jivasaññino hi moghapurisā manussā rukkhamaṇ.

(13) 藤永 伸〔1990〕「ジャイナ教の生命観」『日仏年報55』, p. 57ff.,

Schmithausen, Lambert〔1991〕: *The Problem of the Sentience of Plants
in Earliest Buddhism*, 特に p. 14,

渡辺研二〔1993〕「ジャイナ教の植物観」『印仏研究41-2』, p. 96ff.,

川上美由紀〔1998〕『ジャイナ教不殺生観の研究』（広島大学提出卒業論
文）等を参照。

(14) V, op. cit., vol. IV, p. 32:

Manussā ujjhāyanti khīyanti vipācenti “kathañ hi nāma samaṇā Sa-
kyaputtiyā paṭhaviṇaṇ khaṇissanti pi khaṇāpessanti pi, ekindriyamaṇ samaṇā
Sakyaputtiyā jivamaṇ viheṭṭenti” ti.

これに対して釈尊も、植物の場合と同様「人々は地に生命があると考えて
いる (paṭhaviṇaṇ jivasaññino)」(ibid., p. 32) と論ず。

『十誦律』大正23, p. 117b: 「有居士。是外道弟子。説地中有命根。是人以嫉心故。訶責言。沙門釈子自言。善好有功德。而奪一根衆生命」。

『摩訶僧祇律』大正22, p. 384c: 「掘地…作泥。故懷破〔=一:三・宮〕根命」。これを受けて釈尊は「仏語比丘。此中雖無命根。出家之人所不応作」(ibid.) と、地に命根はないのだが、と言っている。

『四分律』大正22, p. 641a: 「掘地断他命根」。同じ文言が更に二回見られる。

『根本説一切有部毘奈耶』大正23, p. 854a: 「掘地害命情無悲愍」。

『五分律』大正22, p. 60c にはこの文欠ける。梵本, 蔵訳未見。

- (15) 水野弘元〔1956〕「心不相応法について」『駒沢大学研究紀要14』, p. 30-59,

両瀬 渉〔1989〕「仏教思想から見た生命論」『印度哲学仏教学 4』(北海道一学会), p. 154-59,

齋藤 滋〔2003〕「初期アビダルマ仏教における『命根』と『寿』」(『印仏研究51-2』 p. 862-858) 等を参照。

- (16) V, op. cit., vol. IV, p. 124:

Yo pana bhikkhu sañcicca paṇaṃ jīvitaṃ voropeyya, pācittiyam.

- (17) 『根本説一切有部毘奈耶』大正23, p. 848a: 「断命者謂殺其命根」。

『摩訶僧祇律』大正22, p. 377c には説明なく「命根断」の語のみが数回見られる。

『五分律』大正22, p. 58a の「奪命者。先有殺心而断其命」は命根の説明にはならない。

『十誦律』大正23, p. 110c, 『四分律』大正22, p. 676c にはこの文欠ける。梵本, 蔵訳未見。

- (18) V, op. cit., vol. IV, p. 124:

Pāṇo nāma tiracchānagatapāṇo vuccati. Jīvitaṃ voropeyyā 'ti jīvitindriyaṃ upacchindati uparodheti santatiṃ vikopeti āpatti pācittiyassa.

- (19) 「命を奪えば」について全く同じ解釈文が Pārājika3 に出るが³, 漢訳律蔵の中二本は、そこで命根に触れている。

『摩訶僧祇律』大正22, p. 255a: 「奪命者。令彼命根不相続四大分散」。

『根本説一切有部毘奈耶』大正23, p. 660b: 「断命者令彼命根不得相続」。

- (20) V, op. cit., vol. III, p. 73.

- (21) *Samantapāsādikā*(VA), PTS, vol. III, p. 438:

Tattha duvidhaṃ jīvitindriyaṃ rūpajīvitindriyaṃ arūpajīvitindriyaṃ ca.
(22) *Dhammasaṅgaṇi*, PTS, p. 11:

Katamaṃ tasmaṃ samaye jīvitindriyaṃ hoti? Yo tesam arūpīnaṃ dhammānaṃ āyu ṭhiti yapaṇā yāpanā iriyaṇā vattanā pālanā jīvitaṃ jīvitindriyaṃ hoti -- idaṃ tasmaṃ samaye jīvitindriyaṃ hoti.

(23) *Ibid.*, p. 143:

Katamaṃ taṃ rūpaṃ jīvitindriyaṃ? Yo tesam rūpīnaṃ dhammānaṃ āyu ṭhiti yapaṇā yāpanā iriyaṇā vattanā pālanā jīvitaṃ jīvitindriyaṃ -- idan taṃ rūpaṃ jīvitindriyaṃ.

(24) *Visuddhimagga*, PTS, p. 447:

Sahaja-rūpānupālana-lakkhaṇaṃ jīvitindriyaṃ, tesam pavattana-rasaṃ, tesam yeva ṭhapana-paccupaṭṭhānaṃ, yāpayitabba-bhūta-padaṭṭhānaṃ.

Sante pi ca anupālana-lakkhaṇādīmi vidhāne atthikkhaṇe yeva taṃ saha jarupāni anupāleti, udakaṃ viya uppalādinī. Yathāsakaṃ pac-cayuppanne pi ca dhamme pāleti, dhāti viya kumāraṃ.

Sayaṃ pavattita-dhamma-sambandhen'eva ca pavattati, niyāmakō viya; na bhaṅgato uddhaṃ pavattati attano ca pavattayitabbānaṃ ca abhāvā.

Na bhaṅgakkhaṇe ṭhāpeti sayaṃ bhijjāmānattā, khiyamāno viya vaṭṭisneho dipasikhaṃ. Na ca anupālana-pavattanaṭṭhāpanānubhāva-virahitaṃ yathāvuttakkhaṇe tassa tassa sādhanato ti daṭṭhabbaṃ.

(25) *Kathāvatthu* (Kv), PTS, p. 394:

N' atthi rūpajīvitindriyaṇ ti? Āmantā.

N' atthi rūpīnaṃ dhammānaṃ āyuṭṭhiti yapaṇā yāpanā iriyaṇā vattanā pālanā ti?

Na h'evaṃ vattabbe -pe-

Atthi rūpīnaṃ dhammānaṃ āyuṭṭhiti yapaṇā yāpanā iriyaṇā vattanā pālanā ti? Āmantā.

Hañci atthi rūpīnaṃ dhammānaṃ āyuṭṭhiti yapaṇā yāpanā iriyaṇā vattanā pālanā, no vata re vattabbe “N' atthi [rūpa] jīvitindriyaṇ” ti.

(26) *tiṇa-katṭhādi. The Debates Commentary* (KvA 英訳), PTS, p. 138は creepers, fuel (蔓, 薪) とするが、色命根について説くところであるから、薪のように「乾いた」ものではなく生木を指すと見るべきであろう。Kv 和訳『南伝58・論事2』, p. 108, n. 1は「草木等」とする。

(27) *Kathāvatthu-aṭṭhakathā*(KvA), PTS, p. 111:

Natthi rūpīnaṃ dhammānaṃ āyū ti pañhe upādinna-rūpānaṃ pi tiṇa-katṭhādinaṃ pi santānavasena pavatti-m-eva āyū ṭhiti yapaṇā yāpaṇā iriyaṇā vattanaṃ pālanaṃ ti icchatī, tasmā paṭikkhipati. *Atthi* ti pañhe pi iminā kāraṇena paṭijānāti.

(28) *Abhidhammatthasaṅgaha*(AbhS), PTS, p. 30:

Kammajaṃ upādinna-rūpaṃ. Itaraṃ anupādinna-rūpaṃ.

Abhidhammatthavibhāviniṭṭikā(AbhSA), PTS, p. 157:

Kammato jātaṃ aṭṭhārasavidhaṃ *upādinna-rūpaṃ*. Taṇhā-diṭṭhihi upetena kammunā attano phalabhāvena ādinnattā gahitattā. Itaraṃ agahitaggahaṇena dasavidhaṃ *anupādinna-rūpaṃ*.

(29) KvA 英訳, p. 137-38はそうに読む:

To the question: “Is there no such thing as ‘a term of life’ in material phenomena?” the opponent denies, because he admits that in material phenomena as resultants, and the rest, as also (e.g.) in creepers, fuel, etc., there is, as a continuity, a means of going on, living, subsisting, maintaining, moving, or preserving. It is for this reason that he assents to the question: “Is there?” etc.

(30) Kv, p. 396-97:

N’ atthi rūpajīvitindriyaṇ ti? Āmantā. Asaññasattānaṃ n’ atthi jīvitindriyaṇ ti? Na h’ evaṃ vattabbe --pe--

Asaññasattānaṃ atthi jīvitindriyaṇ ti? Āmantā.

Hañci asaññasattānaṃ atthi jīvitindriyaṃ, no vata re vattabbe “N’ atthi rūpajīvitindriyaṇ” ti.

Asaññasattānaṃ atthi jīvitindriyaṇ ti? Āmantā.

Katamakkhandhapariyāpannaṇ ti?

Samkhārakkhandhapariyāpannaṇ ti.

Asaññasattānaṃ atthi samkhārakkhandho ti?

Na h’ evaṃ vattabbe --pe--

Asaññasattānaṃ atthi samkhārakkhandho ti? Āmantā.

Asaññasattānaṃ atthi vedanākkhandho --pe-- saññākkhandho --pe-- viññāṇakkhandho ti?

Na h’ evaṃ vattabbe --pe--

Asaññasattānaṃ atthi vedanākkhandho --pe-- saññākkhandho --pe-- viññāṇakkhandho ti? Āmantā.

Pañcavokārabhavo ti? Na h' evaṃ vattabbe --pe--

(31) KVA, p. 112:

Asaññasattavāre pi es' eva nayo. Tassā hi laddhiyā asaññasattānaṃ paṭisandhikāle cittaṃ uppajjitvā nirujjhati, tena saha cittavippayuttaṃ arūpajīvitindriyaṃ uppajjitvā yāvatāyukaṃ pavattati, tasmā tesāṃ jīvitindriyaṃ natthīti puṭṭho paṭikkhipati, atthīti puṭṭho paṭijānāti.

Vedanākkhandhādayo pi tesāṃ pavattivasena patikkhipati, cutipaṭisandhivasena paṭijānāti. Sakavādi pana taṃ anicchanto sace tattha ekakkhaṇe pi vedanādayo atthi, pañcavokārabhavattaṃ pāpuṇātīti codetuṃ *pañcavokārabhavo* ti āha. Itaro suttavirodhabhayā paṭikkhipati.

(32) AbhS, p. 27:

Asaññasattānaṃ pana jīvitānavakam eva paṭisandhibhavana patiṭṭhāti. Tasmā te rūpapaṭisandhikā nāma.

(33) Ibid., p. 33:

Asaññasattānaṃ pana cakkhu-sota-vatthu-saddāni pi na labbhanti. Tathā sabbāni pi cittajarūpāni. Tasmā tesāṃ paṭisandhikāle jīvitānavakam eva pavattiyaṃ ca saddavajjitaṃ utusamuṭṭhānarūpaṃ atiricchati.

(34) しかし経典に見られる釈尊の文言からは、無想有情からの死の仕方はどちらとも取り得る。DN, *Paṭika-suttanta*, PTS, vol. III, p. 33:

“Sant’ āvuso asaṇṇa-sattā nāma devā, saṇṇuppādā ca pana te devā tamhā kāyā cavanti.”

「友よ、無想有情という名の天人たちがある。彼ら天人たちは、想が起ることによって、その身から死没する」。『南伝8長部3・波梨経』を参照。

(35) AbhS, p. 29-31の以下の文言を参照。

Jīvitindriyaṃ jīvitarūpaṃ nāma. ([色] 命根を命色という。) …

Pasāda-bhāva-jīvita-saṅkhātāṃ aṭṭhavidham pi indriyarūpaṃ nāma....

(〔五根即ち五〕 淨, 〔男女の二〕 性, 命〔色〕と呼ばれる八種は、根色とも呼ばれる。)

Tattha hadaya-indriya-rūpāni kammajān’ eva. (その中、心〔基〕と〔八種の〕根色は業生色のみである。)

(36) その最も端的な文言は、AKBh (95. 15-17) の以下の文言である。

kasmāḍ asattvākhyo ’rthaḥ karmajo na vipākaḥ/sādhāraṇatvāt/anyo ’pi hi tat tathaiva paribhoktuṃ samarthaḥ/asādhāraṇas tu vipākaḥ/na hy

anya-kṛtasya karmaṇo 'nyo vipākaṃ pratisaṃvedayate/adhipati-phalaṃ
kasmāt pratisaṃvedayate/sādhāraṇakarma-saṃbhūtatvāt/

なぜ非生命体に属するもの（非有情趣）は業より生じたものであっても異熟〔果〕ではないのか。〔多くの者に〕共有のものだからである。他の人もまたそれを全く同様に享受することができるからである。しかし、異熟〔果〕は共有ではない。ある人のなした業の異熟〔果〕を別な人が受け取ることはないからである。増上果の場合は、何故に受け取るのか。共業から生じたものだからである。

上記のテキスト，和訳共に駿河台大学・佐古年穂先生の2002年度日仏学会学術大会発表原稿に依った。また同大会における東洋大学の川崎信定先生及び花園大学の佐々木閑先生のご発表からも、同じ視点を学ばせて戴いた。先生方に感謝申し上げる。

③7) DN, *Aggañña-suttanta*, PTS, p. 84-88:

Hoti kho so Vāseṭṭha samayo yaṃ kadāci karahaci dighassa addhuno accayena ayaṃ loko saṃvaṭṭati. Saṃvaṭṭamāne loka yebhuyyena sattā Ābhassara-saṃvaṭṭanikā honti.... Hoti kho so Vāseṭṭha samayo yaṃ kadāci karahaci dighassa addhuno accayena ayaṃ loko vivaṭṭati. Vivaṭṭamāne loka yebhuyyena sattā Ābhassara-kāyā cavitvā itthattaṃ āgacchanti.... Ekodaki-bhūtaṃ kho pana Vāseṭṭha tena samayena hoti andha-kāro andhakāratimisā.... Atha kho tesam Vāseṭṭha sattānaṃ kadāci karahaci dighassa addhuno accayena rasa-paṭhavī udakasmiṃ samatāni.... Atha kho tesam Vāseṭṭha sattānaṃ rasāya paṭhaviyā antarahite badālatā pātur ahosi.... badālatāya antarahitāya akaṭṭha-pāko sāli pātur ahosi....

③8) pāṇa, bhūta 共に植物まで含意し得ること，更に thāvara が移動しない生命即ち植物を含意し得ることについて，Schmithausen, op. cit., p. 58-65を参照。

③9) *Sutta-nipāta*, *Mettasutta*, PTS, p. 25-26:

4: Ye keci pāṇa-bhūt' atthi tasā vā thāvarā vā anavesesā
dīghā vā ye mahantā vā majjhimā rassakā aṇukatūlā

5: diṭṭhā vā ye vā addiṭṭhā ye ca dūre vasanti avidūre
bhūtā vā saṃbhavesī vā sabbe sattā bhavantu sukhittā.

